

## 新旧対照表

(別紙1)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(納税申告等に係る事前教示)</p> <p>7 17 法第7条第3項((申告))の規定による教示は、原則として、文書により照会(同項の規定により教示を求める)ことをいう。以下この項、7 18から7 19の3まで及び7 22において同じ。)を受け、文書で回答(照会に対して教示を行う)ことをいう。以下この項、7 18から7 19の3まで及び7 22において同じ。)することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとするが、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p> <p>文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容(内国消費税及び地方消費税(以下この項、7 18及び7 19において「内国消費税等」という。)の適用区分及び税率並びに法第70条((証明又は確認))に規定する他の法令(以下この項、7 18及び7 19において「他法令」という。)の適用の有無を除く。)について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭による回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。</p> <p>文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭による回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p> <p>なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無(以下この項、7 18及び7 19において「関税率表適用上の所属区分等」という。)並びに原産地に係るものについては後記7 18(事前照会に対する文書回答の手続等)及び7 19(事前照会に対する口頭回答の手続等)により、関税評価に係るものについては後記7 19の2(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)及び7-19の3(関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)によるものとする。</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(納税申告等に係る事前教示)</p> <p>7 17 法第7条第3項((申告))の規定による教示は、原則として、文書により照会(同項の規定により教示を求める)ことをいう。以下この項、7 18、7 19及び7-22において同じ。)を受け、文書で回答(照会に対して教示を行う)ことをいう。以下この項、7 18、7 19及び7 22において同じ。)することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとするが、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p> <p>文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容(内国消費税及び地方消費税(以下この項、7 18及び7 19において「内国消費税等」という。)の適用区分及び税率並びに法第70条((証明又は確認))に規定する他の法令(以下この項、7 18及び7 19において「他法令」という。)の適用の有無を除く。)について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭による回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。</p> <p>文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭による回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p> <p>なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無(以下この項、7 18及び7 19において「関税率表適用上の所属区分等」という。)並びに原産地に係るものについては後記7 18(事前照会に対する文書回答の手続等)及び7 19(事前照会に対する口頭回答の手続等)により、関税評価に係るものについては<u>関税評価に係る事前教示制度</u>について(平成17年6月21日財関第806号)によるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(<u>関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等</u>)</p> <p><u>7 19 の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>照会者</u> <u>照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者に行わせるものとする。</u></li> <li>— <u>対象となる照会の範囲</u> <u>貨物を輸入しようとする者により輸入される貨物の法令の解釈等に関する照会で、次の要件のすべてを満たすときに、文書回答を行うこととする。</u></li> </ul> <p><u>イ 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物に係る照会であるとき</u></p> <p><u>ロ 照会者が、照会の申出の際に、下記(3)イの(1)から(ト)までの事項を記載した書面及び下記(3)イの(チ)の資料を提出することが可能であるとき</u></p> <p><u>ハ 取引等に係る関税評価上の取扱い等が、過去に公開された文書回答等において明らかになっていないとき</u></p> <p><u>ニ 関税定率法等の関税等の免税の規定の適用を受ける貨物の照会でないとき</u></p> <p><u>ホ 上記イからニまでのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであるとき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(イ) 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</u></li> <li><u>(ロ) 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの</u></li> <li><u>(ハ) 照会に係る取引等が、関税・消費税の軽減を主要な目的とするもの</u></li> <li><u>(ニ) 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められるもの</u></li> </ul>	<p>(新設)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ホ) <u>回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p>(ハ) <u>照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等関税評価上の紛争等が生じているもの</u></p> <p>(ト) <u>照会に係る取引等について、関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの</u></p> <p>(チ) <u>関連する複数の取引の一部のみを照会しているもの</u></p> <p>(リ) <u>実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの</u></p> <p>(ヌ) <u>上記(1)から(リ)までのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもので、例えば、次のような場合。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>照会の前提となる関税評価に係る法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、関税無税のもの（消費税のみ課されるもの）についても、事前教示の対象とすることに留意する。</u></p> <p>受理</p> <p>イ <u>照会については、原則として、照会者が次の(1)から(ト)までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C 1000 6）（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（つづき）」をC 1000 6に添付の上、割印させるものとする。以下この項において「評価照会書」という。）及び(チ)の資料（以下この項において「照会文書」という。）を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税關の首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税關にあっては関税評価官。以下この項及び7 19の3において「首席関税評価官等」という。）に対して1通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。</u></p> <p>(1) <u>照会に係る輸入貨物の一般的な品名、輸入通關予定官署及び輸</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>入予定時期</u></p> <p>(口) <u>輸入貨物の取引関係者の名称（すべて実名とする。）及び関係者間の権利・義務等の事実関係</u></p> <p>(ハ) <u>具体的な取引の内容及び照会事項</u></p> <p>(ニ) <u>上記事実関係及び取引の内容に対して照会者の法令の解釈等の見解及びその理由</u></p> <p>(ホ) <u>審査に必要な追加的な資料の提出及び補足説明（以下この項及び7_19の3において「資料の追加提出等」という。）に照会者が同意する旨</u></p> <p>(ハ) <u>照会者名又は照会内容及び回答内容について、公開することの可否、非公開とする場合はその理由並びに公開する場合には公開に関して取引関係者等の了解を得ること及び仮に公開について取引関係者間等で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨</u></p> <p>(注) <u>下記(13)イの公開の趣旨について、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとするが、照会者が下記(13)ハの理由により非公開を要請する場合には、その意向を尊重するものとする。</u></p> <p>(ト) <u>評価照会書及び下記(チ)の資料のうちに日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに照会者が同意する旨</u></p> <p>(チ) <u>照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料（例えば、売買契約書、仕入書、評価加算・控除額が確認できる書類）</u></p> <p>口 <u>評価照会書の提出があった税関の首席関税評価官等が指定する担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、「事前教示照会に係る形式要件審査表」(C_1000_7)(4)口(口)において「形式要件審査表」という。）により当該評価照会書に上記イの(1)から(ト)までの事項の記載があること及び上記イの(チ)の資料の提出があることを確認し、記載事項及び資料の提出に不備がないときには、当該照会文書に自関の登録番号を付与し、受理するとともに、「事前教示照</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>会書等事績整理票」(C 1000 8)((7)口(八)及び(8)ホにおいて「事績整理票」という。)の登録番号等の所要事項を記載する。ただし、記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を速やかに求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記載した評価照会書を返付することにより行うこととする。</p> <p>また、照会応答担当者は、照会者に対して、次の事項を確實に伝える。</p> <p>(一) 回答内容は、税關としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではない旨</p> <p>(二) 照会に対する文書回答がないことを理由に申告期限や納期限が延長されることはない旨</p> <p>(八) 照会に対する文書回答については、不服申立ての対象とはならない旨</p> <p>(注) 照会に対する文書回答について照会者が意見を有する場合には、下記(9)により処理することとなる。</p> <p>(二) 審査の状況等によっては文書回答を行う前に納税申告が行われる場合が生じるが、この場合には、実際の納税申告に基づき事実関係等を審査する必要があるため、照会に対する文書回答は行わない旨</p> <p>(ホ) 回答内容は、あくまで照会者によって説明された取引内容を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、当該回答内容は尊重されないこととなり、当該回答内容と異なる課税関係が生ずることがある旨</p> <p>八 照会応答担当者は、当該照会文書に係る照会が上記(2)イからニまでに掲げる要件を満たすものであるか否かを可能な限り確認し、文書回答の対象とならない照会に当たるおそれがあると考えられる場合には、照会者に対して、文書回答の趣旨や範囲等を説明した上で、今</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を伝えるなど適切に対応する。</p> <p><u>受理後の処理</u></p> <p>イ 評価照会書を受理した税関の首席関税評価官等は、上記(3)の処理が済んだ当該評価照会書の写しを総括関税評価官へ送付する。</p> <p>評価照会書の写しの送付を受けた総括関税評価官は、当該評価照会書が複数の税関に提出されているか否かを確認し、複数の税間に提出されている場合には、照会者の意見を聴取し、調整した後、当該事前教示の以後の事務を担当する税関（以下この項において「担当税関」という。）を指定する。複数の税間に提出されていない場合には、当該評価照会書を受理した税関を担当税関とする。なお、総括関税評価官は、担当税関以外の税間に当該評価照会書の写しを配付する。</p> <p>ロ 担当税関は、評価照会書の受理後においても、必要に応じ、照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>(Ⅰ) 「事前教示に係る補足説明書」（C 1002）（以下この項において「補足説明書」という。）の所定の欄に質問事項又はどのような追加資料が必要かを記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させ、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出させる。</p> <p>(Ⅱ) 評価照会書の所定欄に必要事項を追記させ、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出させる。</p> <p>なお、資料の追加提出等を求める場合には、納税申告予定日及び当該資料の追加提出等に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付しておくものとする。</p> <p>また、補足説明を受けた場合には、形式要件審査表に必要事項を記載するとともに、補足説明書の提出があったときには、補足説明書は提出済の評価照会書と割印をし、保管する。</p> <p>ハ 担当税関は、照会者から、照会に係る取引等の中止や前提となる事実関係の変更等により、評価照会書を取り下げたい旨の申出があった場合には、任意の様式による取下書の提出を照会者に求める。取下書</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を受理した場合には、その処理の内容を当該評価照会書に記載し、当該取下書とともに、事前教示関係書類として保管する。また、当該評価照会書に係る協議を総括関税評価官にしている場合には、当該評価照会書と取下書の写しを総括関税評価官に送付する。</p> <p><u>担当税關における審査</u></p> <p><u>担当税關は、評価照会書に係る審査を次の要領により行うものとする。</u></p> <p>イ 照会に係る法令の解釈等を速やかに検討した上で、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(関税評価回答用)」(C 1000 9)(以下この項において「評価回答書」という。)を作成する。</p> <p>ロ やむを得ない理由により、下記(10)イの検討期間内に回答を行うことができないと見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。また、照会者に対して審査の進行状況及び回答時期の目途を適宜連絡するなど配慮しつつ、速やかに回答するよう努めるものとする。</p> <p>ハ 審査している評価照会書に関して、次のいずれかに該当する場合は、総括関税評価官と協議する。</p> <p>(Ⅰ) <u>関税評価上の取扱いにつき、照会者が他關における取扱いとの相違を申し立てた場合</u></p> <p>(Ⅱ) <u>関税評価上の取扱いにつき、照会者が担当税關と異なる見解を有する場合</u></p> <p>(Ⅲ) <u>取引形態その他関税評価上の取扱いに影響を与える事項につき、担当税關における前例がない場合</u></p> <p>(ニ) <u>従前の取扱いを変更しようとする場合</u></p> <p>(ホ) <u>その他、特に慎重に検討する必要があると認められる場合</u></p> <p><u>総括関税評価官における審査</u></p> <p>総括関税評価官は、担当税關との協議を行う評価照会書等に係る審査を次の要領により行うものとする。</p> <p>イ 担当税關から送付を受けた評価照会書、評価回答書(案)及び他の関連資料をもとに、法令の解釈等の検討を速やかに行うものとし、照会者に対して資料の追加提出等を求める必要がある場合には、担当</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税関に速やかにその旨通知するものとする。当該通知を受けた担当税關は、上記(4)口により照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>□ 審査の結果、担当税關と同じ回答（結論に至る過程を含む。以下この項において同じ。）となった場合には、その旨を担当税關に通知し、協議を終了する。ただし、担当税關と総括関税評価官が同じ回答に至った場合でも、以前に行った事前教示の回答内容につき変更を行うときには、総括関税評価官は、必要に応じ、当該変更の理由を関税局に上申し調整した後に、担当税關に対して通知を行うものとする。</p> <p>八 審査の結果、担当税關と異なる回答となった場合には、担当税關と調整を行い、さらに必要に応じて関税局と調整を行った上で、最終的結論を決定する。</p> <p>文書回答手続等</p> <p>照会に対する文書回答手續等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>(1) 担当税關は、評価照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」（C 1000 10）を作成し、照会者に対して送付する。また、上記(4)口により照会者に対して期限を付して資料の追加提出等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該資料の追加提出等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>(II) 担当税關は、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合は、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなつた旨のお知らせ」（C 1000 11）を作成し、照会者に対して送付する。</p> <p>ただし、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合でも、当該貨物の輸入が継続して行われ、かつ、回答内容が当該申告以後の納税申告に予測可能性を与えるものであると認められるときには、改めて当該申告以後の輸入に係る照会を求ることなく、当該申告以後の納税申告に係る照会に対するも</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のとして文書回答を行って差し支えない。</p> <p>□ 文書回答の対象となる照会に対する評価回答書の交付等</p> <p>(1) 担当税関は、評価照会書の内容が文書回答の対象となる場合は、評価回答書に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として、首席関税評価官等名で、照会者に評価照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し又は送達することにより回答を行うものとする。また、総括関税評価官及び他關についても評価回答書の写しを送付する。</p> <p>(注) 評価照会書と評価回答書が同一案件であることを確保するため、担当税関が評価照会書に付与した登録番号を評価回答書にも付すものとする。</p> <p>(II) 担当税関は、回答を行うに際して、照会者に対して、評価回答書の注意事項について説明するものとする。</p> <p>(注) 評価回答書を送達する場合には、併せて、照会者に対して注意事項が評価回答書に記載されている旨の通知を行うものとする。</p> <p>(八) 回答を行った担当税関は、事績整理票に処理結果等必要事項を記載し、評価回答書（写）とともに保管する。</p> <p>— 変更又は撤回等</p> <p>イ 担当税関は、法令の改正により、以前に行った回答が影響を受ける場合であっても、照会者に対し、その旨通知することを要しない。ただし、照会者から法令の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があった場合には、適切な回答を行うものとする。</p> <p>(注) 評価回答書は、法令の改正によりその回答内容が影響を受ける場合には、下記(11)ただし書きの規定により当該改正に係る法令の施行日以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重されないこととなることに留意する。</p> <p>□ 担当税関は、法令の解釈の変更により、以前に行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の評価回答書にかえて効力を持つ変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書（C 1000 9 を適宜修正したもの。以下この項において「変更通知書」と</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いう。)を新たに発出することにより行うものとする。さらに評価照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、評価照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号に枝番を付し、当該変更通知書の原本に評価照会書の写しを添付して交付し又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書は返付させる。</p> <p>(注1) 法令の解釈の変更により、交付済又は送付済の変更通知書を変更する場合も、上記に準じて処理するものとする。</p> <p>(注2) 評価回答書は、上記により変更通知書が新たに発出された場合には、下記(11)ただし書きの規定により当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重されないこととなることに留意する。</p> <p>八 担当税關は、下記(12)イ(1)なお書き（下記(12)ロにおいて準用する場合を含む。）の規定による協議を受ける等により、照会に係る事実関係について誤り又は変更等があることが判明し、以前に行つた回答が影響を受け、評価申告及び納税申告の審査上、尊重されないこととなる場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の評価回答書（変更通知書を含む。）の登録番号と同じ登録番号を記載した適宜の様式による書面により、当該評価回答書が尊重されないこととなる理由及び当該評価回答書を撤回する旨を通知し、当該評価回答書を返付させるものとする。</p> <p>二 担当税關は、以前に行つた回答を上記ロにより変更する場合又は上記ハにより撤回する場合には、総括関税評価官と協議するものとし、総括関税評価官は上記(6)に準じて当該変更又は撤回に係る審査を行う。</p> <p>ホ 担当税關は、上記ロ又はハの手続きにより照会者から評価回答書（変更通知書を含む。）の返付を受けたときは、その処理の内容を当該評価回答書及びその写し並びに事績整理票に記載し、その他関連資料とともに保管するものとする。また、総括関税評価官及び他關に対しても、その処理の内容を通知するものとする。なお、上記ロの処理</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の内容は、発出した変更通知書の写しを送付することにより通知するものとする。</p> <p><u>意見の申出</u></p> <p>照会に対する文書回答（変更通知を含む。）に対し、照会者が意見を有し、当該回答の再検討を希望する場合には、当該回答を行った担当税關に対して意見の申出をさせることとし、その手続及び処理については、次による。</p> <p>イ 意見の申出は、「事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書」（C 1001 1）（以下この項において「申出書」という。）により行わせるものとする。</p> <p>ロ 意見の申出は、当該申出に係る評価回答書（変更通知書を含む。）の交付又は送達のあった日の翌日から起算して2月以内においてのみ受け付けるものとする。</p> <p>ハ 意見の申出を受けた担当税關は、申出書の写しに当該申出に係る自關の意見等を添えて、速やかに総括関税評価官に送付する。</p> <p>　　なお、やむを得ない理由により、下記(10)ロの検討期間内に回答を行うことができないと見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。また、照会者に対して再検討の進行状況及び回答時期の目途を適宜連絡するなど配慮しつつ、速やかに回答するよう努めるものとする。</p> <p>二 総括関税評価官は、当該申出書の写し等をもとに申出に係る評価回答書の内容について速やかに再検討を行い、必要に応じて、関税局と調整した後、担当税關に結果を通知するものとする。</p> <p>ホ 担当税關は、総括関税評価官から回付された再検討結果をもとに申出者への回答書を作成し、上記(7)ロ及び(8)の手續に準じて処理するものとする。</p> <p><u>検討期間</u></p> <p>イ 照会に対する文書回答</p> <p>　　担当税關及び総括関税評価官は、原則として、上記(3)により評価照会書を受理してから90日以内に、照会に対する回答を行ふように努めるものとする。</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 意見の申出に対する回答  <u>担当税關及び総括税評価官は、原則として、上記(9)により申出書を受理してから30日以内に、申出に対する回答を行うように努めるものとする。</u></p> <p>八 期間の計算及び例外</p> <p>(イ) 上記イ及びロの期間には、資料の追加提出等を求めた日から当該資料の追加提出等がなされた日までの期間のような、税關の責めに帰すことができない理由に要した期間は含めないものとする。</p> <p>(ロ) 次に掲げるような場合には、上記イ又はロの期間にとらわれず、十分に審査又は再検討を行ったうえで回答することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 取引の形態が不明確で、法令の解釈等の前提となる事実の認定に時間を要する場合</li> <li>— 外国における関税評価上の取扱実態等の調査に時間を要する場合</li> <li>— 事務処理能力を超える多数の照会又は意見の申出があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合</li> </ul> <p>(注) 上記イ又はロの期間内に回答を行うことができないと見込まれる場合には、上記(5)ロ又は(9)ハのとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>— 回答の有効期限  <u>評価回答書（変更通知書を含む。以下(11)において同じ。）について</u>  <u>は、発出日（変更通知書については、その当初の評価回答書の発出日）</u>  <u>から3年間を限度として示された有効期限内において、評価申告及び納</u>  <u>税申告の審査上尊重するものとする。ただし、当該評価回答書について</u>  <u>は、法令の改正によりその回答内容が影響を受ける場合にあっては当該</u>  <u>改正に係る法令の施行日以後、上記(8)ロにより変更通知書が新たに発</u>  <u>出された場合には、当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有</u>  <u>効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重しないものと</u>  <u>する。</u>  <u>なお、担当税關は、照会者に対して当該照会に係る包括申告書の提出</u>  <u>予定日を聴取し、当該照会に対する評価回答書の有効期限と包括申告書</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の適用期限との整合性を考慮し、これらの期限を一致させることに努める。</p> <p>(注) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、照会者が事前教示に関する事実を誤って提示する等により、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、有効期限内であっても評価回答書は尊重されないこととなる。この場合には、当該回答内容に従って納税申告が行われていたとしても、修正又は更正の対象となることに留意する。</p> <p>－ 評価回答書の取扱い</p> <p>イ 評価申告における評価回答書の取扱い</p> <p>評価申告書に添付された上記(7)口により照会者に対して交付又は送達された評価回答書又は上記(8)口により照会者に対して交付又は送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）の取扱いは次によるものとする。</p> <p>なお、評価申告書に回答書等を添付する場合は、評価申告書に回答書等に付された登録番号及び回答年月日を記載させるものとする。</p> <p>(1) 評価申告書に回答書等が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記(ロ)に該当するものを除く。）に記載された取引に係る関税評価上の解釈を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等について上記(8)口による変更が行われていないことについて確認しておくものとし、事前教示の対象となった取引と評価申告されている取引が同一であるかについても十分に確認するものとする。なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を交付又は送達した税関の首席関税評価官等と協議するものとする（通関部門が他関の首席関税評価官等と協議するときは自関の首席関税評価官等を通じて協議するものとする）。</p> <p>(ロ) 評価申告書の審査上、尊重しないものとされる回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。（例えば、上記(11)の規定により示された有効期限を経過した評価回答書、法令の改正により影響を受け、参考とならなくなった評価回答書、又</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>は上記(8)による変更が行われた場合における変更前の評価回答書等。)</u></p> <p><u>□ 納税申告書（評価申告書が提出されたものを除く）に添付された回答書等の取扱いについては、上記イに準じるものとする。</u></p> <p><u>八 包括申告書が撤回された場合の評価回答書の取扱い</u>  <u>回答書等の添付された包括申告書について、前記7 15（包括申告書の撤回）の規定により撤回する旨の申出がなされた場合は、当該回答書等は返付させるものとする。</u></p> <p><u>－ 公開</u></p> <p><u>イ 回答書等の内容（照会者名を含む。以下(13)において同じ。）は、行政サービスの一環として納税者の予測可能性を確保する観点から、照会者の同意があったものについて、回答後原則として公開することとし、税関ホームページ等を利用して一般の納税者の閲覧に供するものとする。</u></p> <p><u>□ 回答書等の内容の公開は、照会者の同意条件に配慮して行うものとする。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分が含まれている場合には、当該部分を伏せて公開する。</u></p> <p><u>(注1) 照会者以外の取引関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。</u></p> <p><u>(注2) 個別性が高い内容で、他の輸入者（納税者）の参考とならないと認められるものは、公開をしないものとする。</u></p> <p><u>八 次の要件に該当する場合で、照会者から非公開期間設定の要請があったものについては一定期間非公開とするものとする。</u></p> <p><u>(Ⅰ) 照会の対象となった取引内容について、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合</u></p> <p><u>(Ⅱ) 照会の対象となった取引内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合</u></p> <p><u>(Ⅲ) 照会の対象となった取引に係る情報が、照会に際して秘匿を条</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>件として照会者より任意に提出されたものであり、当該取引の関係者から秘匿を要請されている場合</p> <p>(二) その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p> <p>二 回答書等の内容の公開に関する見直しは、原則として、当該回答がなされてから3年が経過したとき（その後は3年ごと）に行う。ただし、法令の改正又は法令の解釈の変更等により一般の納税者に予測可能性を与えないなった場合には、その時点で見直しを行う。 なお、個々の事案に関して尊重されなくなったものであっても、一般的な納税者に予測可能性を与える場合には、公開の対象とする。</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）</p> <p>7 19の3 口頭による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 照会者           <p>照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者に行われるものとする。</p> <p>照会者から口頭による回答を希望する照会がなされた場合で、当該照会が口頭による回答が可能な照会であるときは、口頭により回答を行うものとする。</p> <p>なお、照会に係る取引内容を的確に把握し、適切な回答を行うために特に必要があると認められるときは、資料の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>また、具体的な取引内容説明及び資料の提出がなされ、文書による事前教示回答が可能な関税評価に関する照会については、下記(5)の説明を照会者に対して行い、可能な限り、文書回答を行う場合の事前教示手続により行ってもらうよう努めるものとする。</p> <p>(注) 「口頭による回答が可能な照会」の要件は、前記7 19の2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）(2)（口から二を除く。）に準ずるものとし、関税評価上の取扱いについて回答が</p> </li> </ul>	(新設)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>できる程の取引内容説明や資料の提出があるような場合には、具体的な輸入予定がなくとも構わないこととする。</p> <p>— 通関部門に照会があった場合には、取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公開された文書回答等において明らかになっているときを除き、通関部門は自關の首席関税評価官等に引き継ぎ、首席関税評価官等が回答を行うものとする。</p> <p>— 総括関税評価官への協議については、前記7 19の2(5)及び(6)に準じて行うものとする。</p> <p>— 口頭により回答を行うに当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨について説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。</p> <p>1 口頭による照会に対する回答については、評価申告及び納税申告の審査上、尊重されるものではなく、尊重される回答を希望する場合には、前記7 19の2の手続により、文書による回答を求める必要があること。</p> <p>□ 口頭による照会に対する回答については、不服審査の対象となること。また、文書回答とは異なり、意見の申出を行うことはできないこと。</p> <p>— 口頭により回答を行ったものについては、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（関税評価用）」(C 1000 12)にとどめるものとする。</p> <p>(注) 照会を受けた際に、当該照会に係る取引の内容のほか、照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、業種並びに当該照会に係る貨物の輸入時期及び輸入予定官署等について、聴取しておくものとする。</p> <p>(個別評価申告書の事前審査の手続等)</p> <p>7 21 前記7 20(個別評価申告書の事前審査)に規定する事前審査の手続は、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>通関予定官署への送付等</p>	<p>(個別評価申告書の事前審査の手続等)</p> <p>7 21 前記7 20(個別評価申告書の事前審査)に規定する事前審査の手続は、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>通関予定官署への送付等</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>事前審査が終了した個別評価申告書は、原本の写しを通關予定官署に送付（納稅申告予定日までに通關予定官署に到着しないことが明らかな場合は、ファクシミリにより送付する。）し、<u>首席關稅評價官（首席關稅評價官を置かない税關にあっては關稅評價官。（6）口において「首席關稅評價官等」という。）</u>においては原本のうち1部を保管し、残る1部は輸入者等に交付の上、納稅申告書に添付するよう指導する。</p> <p>通關予定官署が変更された場合の取扱い</p> <p>イ（省略）</p> <p>□ 変更後の通關予定官署が他税關の管内となる場合</p> <p>輸入者等に交付済みの個別評価申告書の提出を求め、当該個別評価申告書の審査印等を抹消した上で、輸入者等に返却する。</p> <p>なお、輸入者等からの希望があり、かつ、納稅申告予定日までに一定の期間がある場合には、当該個別評価申告書の輸入者等への返却に代えて、変更後の通關予定官署を管轄する税關（<u>首席關稅評價官等</u>）に原本等を送付する。送付を受けた税關においては、（2）の規定による個別評価申告書の提出があつたものとして、処理を行うものとする。</p> <p>おつて、事前審査の過程で通關予定官署が他税關の管内に所在する官署に変更された場合についても同様に取り扱うものとする。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 関税の納付及び徴収</b></p> <p>（関税の納付の確認）</p> <p>9の4 6 法第9条の4の規定により関税の納付があつた場合におけるその納付の確認は、次による。</p> <p>～（省略）</p> <p>輸入（納稅）申告書の審査が終了した日から3カ月以上経過してなお関税等が納付未済となつてゐる輸入申告については、毎月所定の文書をもつて納稅申告者に対しその理由等についての回答を求めるとともに、適宜の様式による文書により貨物の取締りを担当する部門（以下「保税</p>	<p>事前審査が終了した個別評価申告書は、原本の写しを通關予定官署に送付（納稅申告予定日までに通關予定官署に到着しないことが明らかな場合は、ファクシミリにより送付する。）し、<u>評価部門</u>においては原本のうち1部を保管し、残る1部は輸入者等に交付の上、納稅申告書に添付するよう指導する。</p> <p>通關予定官署が変更された場合の取扱い</p> <p>イ（省略）</p> <p>□ 変更後の通關予定官署が他税關の管内となる場合</p> <p>輸入者等に交付済みの個別評価申告書の提出を求め、当該個別評価申告書の審査印等を抹消した上で、輸入者等に返却する。</p> <p>なお、輸入者等からの希望があり、かつ、納稅申告予定日までに一定の期間がある場合には、当該個別評価申告書の輸入者等への返却に代えて、変更後の通關予定官署を管轄する税關（評価部門）に原本等を送付する。送付を受けた税關においては、（2）の規定による個別評価申告書の提出があつたものとして、処理を行うものとする。</p> <p>おつて、事前審査の過程で通關予定官署が他税關の管内に所在する官署に変更された場合についても同様に取り扱うものとする。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 関税の納付及び徴収</b></p> <p>（関税の納付の確認）</p> <p>9の4 6 法第9条の4（<u>（納付の手続）</u>）の規定により関税の納付があつた場合におけるその納付の確認は、次による。</p> <p>～（同左）</p> <p>輸入（納稅）申告書の審査が終了した日から3カ月以上経過してなお関税等が納付未済となつてゐる輸入申告については、毎月所定の文書をもつて納稅申告者に対しその理由等についての回答を求めるとともに、適宜の様式による文書により<u>保税担当部門</u>に当該申告に係る貨物の在</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>取締部門</u>」という。)に当該申告に係る貨物の在庫確認を依頼する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 船舶及び航空機</p> <p>(特殊船舶等の不開港の入港手続)</p> <p>20 の 2 - 1 法第20条の2の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15 の 3 - 1 (特殊船舶等の入港手続)の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。</p> <p>ただし、検疫のみを目的として検疫区域出入する場合には、法第20条第1項に規定する外国貿易船等の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(外国貨物である船(機)用品の保税地域への戻入れ)</p> <p>23 8 積込みの承認を受けた船(機)用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記34の2 1(保税地域における事務処理手続)の(1)の口の規定により、積込承認書(積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品(燃料油に限る。)の場合は積込包括承認書)を倉主等に提示されることとなるので留意する。</p> <p>また、船舶等への積込みの承認を受けた船(機)用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなつたため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行うものとする。</p> <p>船(機)用品を保税地域へ戻し入れる場合には、「船(機)用品戻入書」(C 2260)2通に必要事項を記載の上、これにさきの承認に係る積込承認書を添付して<b>保税取締部門</b>に提出することを求め、当該保税取締部門においては、積残りの船(機)用品の数量と対査確認をし、当該戻入書の1通に搬入確認の旨を記載して、これを届出者に交付する。</p> <p>なお、戻入れされる保税地域が保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域である場合においては、その保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域がさきに船(機)用品を搬出した保税蔵置場、保税工場又は総合保税地</p>	<p>庫確認を依頼する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 船舶及び航空機</p> <p>(特殊船舶等の不開港の入港手続)</p> <p>20 の 2 - 1 法第20条の2((特殊船舶等の不開港への出入))の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15 の 2 - 1 (特殊船舶等の入港手続)の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。</p> <p>ただし、検疫のみを目的として検疫区域出入する場合には、法第20条第1項((不開港への出入))に規定する外国貿易船等の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(外国貨物である船(機)用品の保税地域への戻入れ)</p> <p>23 8 積込みの承認を受けた船(機)用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記34の2 1(保税地域における事務処理手続)の(1)の口の規定により、積込承認書(積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品(燃料油に限る。)の場合は積込包括承認書)を倉主等に提示されることとなるので留意する。</p> <p>また、船舶等への積込みの承認を受けた船(機)用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなつたため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行わせるものとする。</p> <p>船(機)用品を保税地域へ戻し入れる場合には、「船(機)用品戻入書」(C 2260)2通に必要事項を記載の上、これにさきの承認に係る積込承認書を添付して<b>当該保税地域を担当する保税担当職員</b>に提出させ、当該税關職員がこれにより積残りの船(機)用品の数量と対査確認をしたときは、当該戻入書の1通に搬入確認の旨を記載して、これを届出者に交付する。</p> <p>なお、戻入れされる保税地域が保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域である場合においては、その保税蔵置場、保税工場又は総合保税地</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>域であるときは、便宜、上記の戻入書をもって蔵(移)入承認申請書を兼ねるものとし、それ以外の保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域であるときは、上記の手続のほか、その戻入れについて蔵(移)入承認書又は総保入承認申請書の提出を求めるものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>(他所蔵置の許可の申請手続)</p> <p>30-3 法第30条第1項第2号の規定による他所蔵置の許可の申請手続は、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>輸出申告に係る貨物がその蔵置場所について他所蔵置の許可を必要とするときは、上記(1)に規定する他所蔵置許可申請書に代えて「輸出申告書」(C-5010又はC-5015-2)上段の「蔵置場所」の欄に「他所蔵置申請」と付記の上、当該申告書の写し1通を添えてあらかじめ保税取締部門に提出することを求ることにより、他所蔵置の許可の申請があったものとして取り扱い、他所蔵置を許可したときは、当該申告書1通の「個数、記号、番号、……」欄の余白(余白がないときは「税關記入欄」)に許可印を押なつし、これを他所蔵置の許可書として申請者に交付する。この場合においては、輸出申告書の受理の際に他所蔵置の許可書によりその許可を確認するものとする。</p> <p>(見本の一時持出しに係る包括許可の手続等)</p> <p>32-4 見本の一時持出しに係る包括許可(以下この項において「包括許可」という。)の手続等については、次による。</p> <p>包括許可の手続</p>	<p>がさきに船(機)用品を搬出した保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域であるときは、便宜、上記の戻入書をもつて蔵(移)入承認申請書を兼ねるものとし、それ以外の保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域であるときは、上記の手続のほか、その戻入れについて蔵(移)入承認書又は総保入承認申請書を提出させるものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>(他所蔵置の許可の申請手続)</p> <p>30-3 法第30条第1項第2号((税關長の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物))の規定による他所蔵置の許可の申請手続は、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>輸出申告に係る貨物がその蔵置場所について他所蔵置の許可を必要とするときは、上記(1)に規定する他所蔵置許可申請書に代えて「輸出申告書」(C-5010又はC-5015-2)上段の「蔵置場所」の欄に「他所蔵置申請」と付記の上、当該申告書の写し1通を添えてあらかじめ税關(保税担当部門)に提出させることにより、他所蔵置の許可の申請があったものとして取り扱い、他所蔵置を許可したときは、当該申告書1通の「個数、記号、番号、……」欄の余白(余白がないときは「税關記入欄」)に許可印を押なつし、これを他所蔵置の許可書として申請者に交付する。この場合においては、輸出申告書の受理の際に他所蔵置の許可書によりその許可を確認するものとする。</p> <p>(見本の一時持出しに係る包括許可の手続等)</p> <p>32-4 見本の一時持出しに係る包括許可(以下この項において「包括許可」という。)の手続等については、次による。</p> <p>包括許可の手続</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>□ 包括許可は、申請に基づき、関税法施行令第 27 条に規定する事項のほか、1 回当たりの持出限度数量を指定して行う。</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>保税地域における事務処理</p> <p>イ 対査確認、記帳等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(ロ) 包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際し、倉主等が後記 34 の 2 - 1 (保税地域における事務処理手続) の(1)のイの(ハ)に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を<u>保税取締部門</u>に連絡するようしょうようする。</p> <p>(ハ) 倉主等が包括許可を受けた場合においては、見本の一時持出し又は戻入れの事績を記載した許可書又はその写しを当該許可に係る保税地域に保管することにより、法第 34 条の 2 及び法第 61 条の 3 (法第 62 条の 7 の規定により保税展示場について準用する場合を含む。) に規定する帳簿に代えて差し支えない。</p> <p>□ (省略)</p> <p>(口頭による見本の一時持出しの許可の申請)</p> <p>32 - 5 令第 27 条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記 69 の 16 - 1 (見本検査承認申請等) の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域('海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税關関連業務の取扱いについて' (平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号) の第 2 章第 1 節 1 - 3 (貨物情報を有する貨物に係る書面申請) に規定する「システム参加保税地域」をいう。) 以外の場所に置かれている貨物(航空貨物を含む。)について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うも</p>	<p>イ (同左)</p> <p>□ 包括許可は、申請に基づき、関税法施行令第 27 条((見本の一時持出しの許可の申請))に規定する事項のほか、1 回当たりの持出限度数量を指定して行う。</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>保税地域における事務処理</p> <p>イ 対査確認、記帳等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(ロ) 包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際し、倉主等が後記 34 の 2 - 1 (保税地域における事務処理手続) の(1)のイの(ハ)に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を<u>保税担当職員</u>に連絡させるものとする。</p> <p>(ハ) 倉主等が包括許可を受けた場合においては、見本の一時持出し又は戻入れの事績を記載した許可書又はその写しを当該許可に係る保税地域に保管することにより、法第 34 条の 2 ((記帳義務)) 及び法第 61 条の 3 ((記帳義務)) (法第 62 条の 7 ((保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用))) の規定により保税展示場について準用する場合を含む。) に規定する帳簿に代えて差し支えない。</p> <p>□ (同左)</p> <p>(口頭による見本の一時持出しの許可の申請)</p> <p>32 - 5 令第 27 条ただし書((口頭による見本の一時持出しの許可の申請))に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記 69 の 16 - 1 (見本検査承認申請等) の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域('海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税關関連業務の取扱いについて' (平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号) の第 2 章第 1 節 1 - 3 (貨物情報を有する貨物に係る書面申請) に規定する「システム参加保税地域」をいう。) 以外の場所に置かれている貨物(航空貨物を含む。)について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のとする。</p> <p>見本持出台帳の事前の確認</p> <p>見本の一時持出しの許可の申請を口頭で行いたいとする通関士については、所要の事項を記載した「見本持出台帳」(C - 3062)を、見本を採取しようとする貨物が蔵置される予定の保税地域が所在する場所を管轄する税関官署の保税取締部門へ提出させるものとし、当該台帳の提出を受けた保税取締部門の職員は、記載された事項を確認の上、税關確認欄に審査印を押なつし、当該通関士にこれを返付する。</p> <p>口頭による許可申請等の手続</p> <p>イ 「見本持出台帳」について確認を受けた通関士が当該台帳に記載すべき見本を持ち出そうとする場合には、当該見本の品名、数量、価格等「見本持出台帳」に記載すべき事項を当該台帳の確認を受けた保税取締部門に口頭で連絡させることにより、当該見本の一時持出しに係る許可申請があつたものとし、当該許可申請を受けた保税取締部門の職員は、連絡された事項について特段の問題がなければ、口頭により当該見本の一時持出しを許可する。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>二 通関士が見本として持ち出した外国貨物の戻入れを終えた場合又は見本の持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合には、当該見本に係る「見本持出台帳」の写しを、許可を行った保税取締部門に遅滞なく送付させるものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>(保税地域における事務処理手続)</p> <p>34 の 2 - 1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。</p> <p>輸入貨物(積戻しに係る貨物を含む。)に係る事務処理手続 輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ 搬入手続 (1) (省略)</p>	<p>頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>見本持出台帳の事前の確認</p> <p>見本の一時持出しの許可の申請を口頭で行いたいとする通関士については、所要の事項を記載した「見本持出台帳」(C - 3062)を、見本を採取しようとする貨物が蔵置される予定の保税地域が所在する場所を管轄する税関官署の保税担当部門に提出させるものとする。この場合において、当該台帳の提出を受けた保税担当職員は、記載された事項を確認の上、税關確認欄に審査印を押なつし、当該通関士にこれを返付する。</p> <p>口頭による許可申請等の手続</p> <p>イ 「見本持出台帳」について確認を受けた通関士が当該台帳に記載すべき見本を持ち出そうとする場合には、当該見本の品名、数量、価格等「見本持出台帳」に記載すべき事項を当該台帳の確認を受けた保税担当部門に口頭で連絡させることにより、当該見本の一時持出しに係る許可申請をさせるものとする。この場合において、当該許可申請を受けた保税担当職員は、連絡された事項について特段の問題がなければ、口頭により当該見本の一時持出しを許可する。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>二 通関士が見本として持ち出した外国貨物の戻入れを終えた場合又は見本の持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合には、当該見本に係る「見本持出台帳」の写しを、許可を行った保税担当部門に遅滞なく送付させるものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>(保税地域における事務処理手続)</p> <p>34 の 2 - 1 保税地域における事務処理手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>輸入貨物(積戻しに係る貨物を含む。)に係る事務処理手続 輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ 搬入手続 (1) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ) 外国貨物の搬入が終了したときは、倉主等に、その貨物に係る船卸票若しくはこれに代わる書類又は保稅運送承認書写しにその写しを添え一定期間(1週間程度)分を取りまとめて、<u>保稅取締部門に提出することを求めるものとする</u>。この場合、倉主等に、その提出書類に当該貨物の保稅地域への到着の年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があったときはその内容を注記することを求めるものとする。</p>	<p>(ロ) 外国貨物の搬入が終了したときは、倉主等に、その貨物に係る船卸票若しくはこれに代わる書類又は保稅運送承認書写しにその写しを添え一定期間(1週間程度)分を取りまとめて、<u>保稅担当職員に提出させるものとする</u>。この場合、倉主等に、その提出書類に当該貨物の保稅地域への到着の年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載させるとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があったときはその内容を注記させるものとする。</p>
<p>(ハ) 倉主等が、搬入された外国貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を<u>保稅取締部門に連絡するようしょうようする</u>。</p>	<p>(ハ) 倉主等が、搬入された外国貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を<u>保稅担当職員に連絡させるものとする</u>。</p>
<p>(イ) (省略) 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物(積戻しに係る貨物にあっては、法第69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物)</p>	<p>(イ) (同左) 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第1項各号((輸入してはならない貨物))に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物(積戻しに係る貨物にあっては、法第69条の2第1項各号((輸出してはならない貨物))に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物)</p>
<p>□ 搬出手続</p>	<p>□ 搬出手続</p>
<p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(1)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、提示された書類に認印を押なつし、自己の責任において貨物を<u>搬出することを求めるものとする</u>。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を<u>保稅取締部門に連絡するようしょうようする</u>。</p>	<p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(1)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、提示された書類に認印を押なつし、自己の責任において貨物を<u>搬出させるものとする</u>。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を<u>保稅担当職員に連絡させるものとする</u>。</p>
<p>輸出貨物に係る事務処理手続</p>	<p>輸出貨物に係る事務処理手続</p>
<p>輸出貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p>	<p>輸出貨物に係る事務処理手續は、次により行う。</p>
<p>イ 搬入手続</p>	<p>イ 搬入手続</p>
<p>外国貨物又は輸出しようとする貨物が保稅地域に搬入されるときは、倉主等に、自己の責任において、その貨物と搬入関係伝票とを対</p>	<p>外国貨物又は輸出しようとする貨物が保稅地域に搬入されるときは、倉主等に、自己の責任において、その貨物と搬入関係伝票とを対</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行ふことを求めるものとする。</p> <p>なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を<u>保税取締部門に連絡するようしょうようする。</u></p> <p>□ 搬出手続</p> <p>(Ⅰ) (省略)</p> <p>(Ⅱ) 倉主等が、上記(Ⅰ)に規定する輸出許可書の提示を受けたときは、提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上自己の責任において貨物を<u>搬出することを求めるものとする。</u>この場合において、倉主等が、提示された輸出許可書の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を<u>保税取締部門に連絡するようしょうようする。</u></p> <p>搬出入事績に係る報告等</p> <p>搬出入事績に係る報告等は、次による。</p> <p>イ 保税地域から搬出された貨物に係る上記(Ⅰ)の口(Ⅰ)及び(Ⅱ)の口(Ⅰ)に規定する許可書又は承認書若しくはこれらの書類の写しについては、原則として6月間(保税工場にあっては1年間)当該保税地域の倉主等に保存することを求めるものとする。ただし、<u>保税地域の検査を担当する部門</u>(以下「<u>保税検査部門</u>」という。)による保税地域の検査を受けたものについては、6月前であっても保存を要しない。</p> <p>ロ 指定保税地域に搬入された外国貨物のうち毎月の末日現在において1月(税関長が1月を超える期間を適當と認めて定めたときは、当該期間とする。)を経過した外国貨物又は保税蔵置場に搬入された外国貨物のうち3月を経過した外国貨物(法第43条の3第1項に規定する承認を受けた貨物及び税関長が指定した貨物を除く。)については、当該保税地域の倉主等において調査、確認の上、「<u>長期蔵置貨物報告書</u>」(C-3030)を作成し、翌月の10日までに<u>保税取締部門へ提出</u></p>	<p>査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を<u>保税担当職員に連絡させるものとする。</u></p> <p>□ 搬出手続</p> <p>(Ⅰ) (同左)</p> <p>(Ⅱ) 倉主等が、上記(Ⅰ)に規定する輸出許可書の提示を受けたときは、提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上自己の責任において貨物を<u>搬出させるものとする。</u>この場合において、倉主等が、提示された輸出許可書の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を<u>保税担当職員に連絡させるものとする。</u></p> <p>搬出入事績に係る報告等</p> <p>搬出入事績に係る報告等は、次による。</p> <p>イ 保税地域から搬出された貨物に係る上記(Ⅰ)の口(Ⅰ)及び(Ⅱ)の口(Ⅰ)に規定する許可書又は承認書若しくはこれらの書類の写しについては、原則として6月間(保税工場にあっては1年間)当該保税地域の倉主等に保存させるものとする。ただし、<u>保税担当職員</u>による保税地域の検査を受けたものについては、6月前であっても保存を要しない。</p> <p>ロ 指定保税地域に搬入された外国貨物のうち毎月の末日現在において1月(税関長が1月を超える期間を適當と認めて定めたときは、当該期間とする。)を経過した外国貨物又は保税蔵置場に搬入された外国貨物のうち3月を経過した外国貨物(法第43条の3第1項に規定する承認を受けた貨物及び税関長が指定した貨物を除く。)については、当該保税地域の倉主等に調査、確認させた上で、「<u>長期蔵置貨物報告書</u>」(C-3030)を作成させ、翌月の10日までに<u>保税担当職員に提出</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>出することを求めるものとする。</u> (省略)</p> <p>(電磁的記録による帳簿の保存)</p> <p>34 の 2 - 4 法第 34 条の 2 の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号)第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成 17 年財務省令第 16 号)によるほか、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>倉主等が電磁的記録による保存を行おうとする場合には、その保存方法及び上記(1)の確認のため、事前に次の事項を記載した書類を<u>保税地域を監督する部門</u>(以下「<u>保税監督部門</u>」という。)へ提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、当該書類の提出後に記載内容に変更があった場合にも、その旨を遅滞なく届け出るよう求めるものとする。</p> <p>イ～ヘ (省略)</p>	<p><u>提出させるものとする。</u> (同左)</p> <p>(電磁的記録による帳簿の保存)</p> <p>34 の 2 - 4 法第 34 条の 2((貨物を管理する者の記帳義務))の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号)第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成 17 年財務省令第 16 号)によるほか、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>倉主等が電磁的記録による保存を行おうとする場合には、その保存方法及び上記(1)の確認のため、事前に次の事項を記載した書類を<u>保税担当部門</u>へ提出させるものとする。</p> <p>なお、当該書類の提出後に記載内容に変更があった場合には、その旨を遅滞なく届け出させるものとする。</p> <p>イ～ヘ (同左)</p>
<p>第 2 節 指定保税地域</p> <p>(貨物の取扱いに際しての税關への連絡)</p> <p>40 - 3 指定保税地域に搬入された貨物について、貨物を管理する者が法第 40 条の規定による貨物の内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ等の際に、次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちに<u>保税取締部門</u>へ連絡するよう協力を求めるものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>麻薬等法第 69 条の 2 第 1 項各号に掲げる貨物その他法令により輸出</p>	<p>第 2 節 指定保税地域</p> <p>(貨物の取扱いに際しての税關への連絡)</p> <p>40 - 3 指定保税地域に搬入された貨物について、貨物を管理する者が法第 40 条((貨物の取扱い))の規定による貨物の内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ等の際に、次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちに<u>保税担当職員</u>へ連絡するよう協力を求めるものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>麻薬等法第 69 条の 2 第 1 項各号((輸出してはならない貨物))に掲</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>が禁止されている貨物 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物</p> <p>第3節 保税蔵置場</p> <p>(税関空港の構内における出国者に対する外国貨物の保税販売)</p> <p>42-15 税関空港における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売又は保管施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。</p> <p>保税販売された物品の外国への送り出しが、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。</p> <p>なお、新たに保税蔵置場の許可を行った場合には、速やかに本省に報告するものとする。</p> <p>~ (同左) 税関手続は、次により行わせる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(蔵入先の保税蔵置場を管轄する税關以外の税關で蔵入承認する場合の取扱い)</p> <p>43の3-3 法第43条の3第1項に基づく承認は、外国貨物を置こうとする保税蔵置場を管轄する税關以外の税關において、その管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。</p>	<p>げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第1項各号((輸入してはならない貨物))に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物</p> <p>第3節 保税蔵置場</p> <p>(税関空港の構内における出国者に対する外国貨物の保税販売)</p> <p>42-15 税関空港における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売又は保管施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。</p> <p>保税販売された物品の外国への送り出しが、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。</p> <p>なお、新たに保税蔵置場の許可を行った場合には、速やかに本省に報告するものとする。</p> <p>~ (同左) 税関手続は、次により行わせる。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>二 税關の保税担当部門においては、保税業務検査その他必要と認める場合に、上記イにより作成した販売伝票と上記口の搭載一覧表とを、適宜抽出して対査確認するものとする。</p> <p>税關の執務時間外における外国貨物の外国貿易機への搭載については、販売後の外国貨物に限り、法第19条ただし書((執務時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合))の規定により届出を要しないものとする。</p> <p>(蔵入先の保税蔵置場を管轄する税關以外の税關で蔵入承認する場合の取扱い)</p> <p>43の3-3 法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))に基づく承認は、外国貨物を置こうとする保税蔵置場を管轄する税關以外の税關において、その管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>保税蔵置場を管轄する税關以外の税關において承認する場合においては、その承認に併せて法第63条の承認を行うものとする。</p> <p>(省略) 発送地所轄税關の<u>保税取締部門</u>において発送を確認したときは、上記(2)の承認書及びその写し(到着証明用)に発送確認の旨を記載してこれを運送者に交付する。到着地所轄税關の<u>保税取締部門</u>において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載する。また、到着証明をした承認書写しは運送者に交付して発送地所轄税關に提出することを求めるものとする。</p> <p>(保税蔵置場に対する処分の基準等) 48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。</p> <p>法第48条第1項第1号に基づく処分 イ～ハ (省略)</p> <p>二 処分は、非違の事実に応じて、別表1及び別表2により算出した合計点数に基づき行うものとし、以下の事項を加味するものとする。</p> <p>(1)及び(ロ) (省略) (ハ) 被許可者から非違があった旨の申し出があった場合には、算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算できるものとする。</p> <p>ただし、<u>保税検査部門</u>による保税業務検査を行う旨の通知を行った後に申し出があった場合、当該非違が故意に行われたと認められる場合、<u>保税検査部門</u>が直近の保税業務検査において指導・指摘した事項について、業務の改善が図られず、当該非違が発生したと認められる場合等、減算することが不適当と認められる場合を除く。</p> <p>ホ及びヘ (省略)</p>	<p>げない。</p> <p>なお、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>保税蔵置場を管轄する税關以外の税關において承認する場合においては、その承認に併せて法第63条((<u>保税運送</u>))の承認を行うものとする。</p> <p>(同左) 発送地所轄税關の<u>保税担当職員</u>が発送を確認したときは、上記(2)の承認書及びその写し(到着証明用)に発送確認の旨を記載してこれを運送者に交付する。到着地所轄税關の<u>保税担当職員</u>が到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載するとともに、到着証明をした承認書写しを運送者に交付して発送地所轄税關に提出させるものとする。</p> <p>(保税蔵置場に対する処分の基準等) 48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項((<u>許可の取消し等</u>))の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。</p> <p>法第48条第1項第1号に基づく処分 イ～ハ (同左)</p> <p>二 処分は、非違の事実に応じて、別表1及び別表2により算出した合計点数に基づき行うものとし、以下の事項を加味するものとする。</p> <p>(1)及び(ロ) (同左) (ハ) 被許可者から非違があった旨の申し出があった場合には、算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算できるものとする。</p> <p>ただし、<u>保税担当部門</u>による保税業務検査を行う旨の通知を行った後に申し出があった場合、当該非違が故意に行われたと認められる場合、<u>保税担当部門</u>が直近の保税業務検査において指導・指摘した事項について、業務の改善が図られず、当該非違が発生したと認められる場合等、減算することが不適当と認められる場合を除く。</p> <p>ホ及びヘ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>~ (省略) 処分内容の決定の特例 法第48条第1項の規定による処分に関し、上記(1)から(4)までの規定に基づき処分内容を決定することが適当でないと判断される場合には、処分に関する意見を付して、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>別表1 (省略) 別表2 (省略) 別表3 (省略)</p>	<p>~ (同左) 処分内容の決定の特例 法第48条第1項((許可の取消し等))の規定による処分に関し、上記(1)から(4)までの規定に基づき処分内容を決定することが適当でないと判断される場合には、処分に関する意見を付して、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>別表1 (同左) 別表2 (同左) 別表3 (同左)</p>
第4節 保税工場	第4節 保税工場
(貨物の総量管理を適用するための手続き等)	(貨物の総量管理を適用するための手続き等)
61の2-7 貨物の総量管理の適用を受けるための手続等については、次による。  貨物の総量管理の適用を受けるための手続き 貨物の総量管理の適用を希望する者については、「貨物の総量管理適用(更新)申出書」(C-3305)2通(支署を経由する場合には、3通)をその工場の所在地を管轄する税関官署の <u>保税取締部門へ提出すること</u> を求めるものとする。税關においてこれを認めたときは、うち1通(交付用)にその旨を記載し、 <u>受理印を押なつして申出人に交付する</u> ものとする。  及び (省略) 貨物の総量管理の適用期間の更新手続等 貨物の総量管理の適用期間の更新手続等については、次による。 イ 貨物の総量管理の適用を受けている場合において、その適用期間の更新を申し出る者があるときは、当該期間の満了前に、あらかじめ、「貨物の総量管理適用(更新)申出書」(C-3305)2通(支署を経由する場合には、3通)をその工場の所在地を管轄する税関官署の <u>保税取締部門へ提出すること</u> を求めるものとする。税關においてこれを	61の2-7 貨物の総量管理の適用を受けるための手續等については、次による。  貨物の総量管理の適用を受けるための手続き 貨物の総量管理の適用を希望する者については、あらかじめ、「貨物の総量管理適用(更新)申出書」(C-3305)2通(支署を経由する場合には、3通)をその工場の所在地を管轄する税関官署の <u>保税担当部門に提出させる</u> ものとする。税關においてこれを認めたときは、うち1通(交付用)にその旨を記載して <u>受理印を押なつして申出人に交付する</u> ものとする。  及び (同左) 貨物の総量管理の適用期間の更新手続等 貨物の総量管理の適用期間の更新手続等については、次による。 イ 貨物の総量管理の適用を受けている場合において、その適用期間の更新を申し出る者があるときは、当該期間の満了前に、あらかじめ、「貨物の総量管理適用(更新)申出書」(C-3305)2通(支署を経由する場合には、3通)をその工場の所在地を管轄する税関官署の <u>保税担当部門に提出させる</u> ものとする。税關においてこれを認めたとき

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認めたときは、うち1通(交付用)に受理印を押なつして申出人に交付するものとする。</p> <p>□及びハ (省略) 保税工場に対する取消し等 貨物の総量管理の適用を受けた工場又は保税作業が、次の要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその<u>状況について是正を求め</u>、又は適用を一時停止し、若しくは適用を取り消すものとする。 イ (省略)</p> <p>□ 法第62条において準用する法第48条第1項の規定に基づき、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税工場に入れ、又は保税工場において保税作業をすることの停止を受けた場合</p> <p>ハ及びニ (省略) 事務処理手続 貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場の事務処理手続きについては、次による。 イ 法第61条の3の規定により指定保税工場の許可を受けた者が備えることとされる帳簿の記載等については、当該指定保税工場における作業に係る関係帳票の保管を求めるものとし、令第50条第1項第2号、第3号及び第4号に基づく記帳は<u>省略して差し支えないものとする</u>。 なお、この場合において、保税作業によりできたものとして搬出された製品の数量に対応する原物品の数量については、「使用内訳表」(C-3307)に記入し、これを移入承認書に添付し、処理することを求めるものとする。</p> <p>□ (省略)</p> <p>ハ 法第61条の2第2項に規定する報告は、「貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書」(C-3312)の提出により行うことを求めるものとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>は、うち1通(交付用)に受理印を押なつして申出人に交付するものとする。</p> <p>□及びハ (同左) 保税工場に対する取消し等 貨物の総量管理の適用を受けた工場又は保税作業が、次の要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその<u>状況を是正させ</u>、又は適用を一時停止し、若しくは適用を取り消すものとする。 イ (同左)</p> <p>□ 法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第48条第1項((許可の取消し等))の規定に基づき、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税工場に入れ、又は保税工場において保税作業をすることの停止を受けた場合</p> <p>ハ及びニ (同左) 事務処理手続 貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場の事務処理手続きについては、次による。 イ 法第61条の3((記帳義務))の規定により指定保税工場の許可を受けた者が備えることとされる帳簿の記載等については、当該指定保税工場における作業に係る関係帳票を<u>保管されることにより</u>、令第50条第1項第2号、第3号及び第4号に基づく記帳を<u>省略させて差し支えないものとする</u>。 なお、この場合において、保税作業によりできたものとして搬出された製品の数量に対応する原物品の数量については、「使用内訳表」(C-3307)に記入させ、これを移入承認書に添付し、処理させる。</p> <p>□ (同左)</p> <p>ハ 法第61条の2第2項((加工、製造等に関する報告書の提出))に規定する報告は、「貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書」(C-3312)を提出して行わせるものとする。</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(外国貨物を置くことの承認手続)</p> <p>62-2 法第62条において準用する法第43条の3の承認については、次による。ただし、保税工場であるドックに修繕のため入きよする船舶については、この承認を必要としないので、留意する。</p> <p>(省略) 上記(1)の承認は、外国貨物を使用しようとする保税工場に入る前に、又は保税工場を管轄する税關以外の税關においてその管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。 なお、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>イ 保税工場を管轄する税關以外の税關において、承認をする場合においては、その承認に併せて法第63条の承認を行うものとする。</p> <p>ロ 上記イの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を交付するほか、承認書の写し2通を作成し、うち1通は保税工場を管轄する税關の<u>保税取締部門</u>へ送付し、他の1通は運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して運送者に交付するものとする。</p> <p>ハ 発送地を管轄する税關の<u>保税取締部門</u>において発送を確認したときは、上記ロの承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを運送者に交付するものとし、到着地の保税工場を管轄する税關の<u>保税取締部門</u>において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載するものとする。また、到着証明をした承認書写しを運送者に交付して発送地税關へ提出することを求めるものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>第5節 保税展示場</p> <p>(博覧会等の承認の申請手続等)</p>	<p>(外国貨物を置くことの承認手続)</p> <p>62-2 法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第43条の3((外国貨物を置くことの承認))の承認については、次による。ただし、保税工場であるドックに修繕のため入きよする船舶については、この承認を必要としないので、留意する。</p> <p>(同左) 上記(1)の承認は、外国貨物を使用しようとする保税工場に入る前に、又は保税工場を管轄する税關以外の税關においてその管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。 なお、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>イ 保税工場を管轄する税關以外の税關において、承認をする場合においては、その承認に併せて法第63条((保税運送))の承認を行うものとする。</p> <p>ロ 上記イの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を交付するほか、承認書の写し2通を作成し、うち1通は保税工場を管轄する税關の<u>保税担当部門</u>へ送付し、他の1通は運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して運送者に交付するものとする。</p> <p>ハ 発送地を管轄する税關の<u>保税担当職員</u>が発送を確認したときは、上記ロの承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを運送者に交付するものとし、到着地の保税工場を管轄する税關の<u>保税担当職員</u>が到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載するとともに、到着証明をした承認書写しを運送者に交付して発送地税關に提出させるものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>第5節 保税展示場</p> <p>(博覧会等の承認の申請手続等)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>62の2-8 規則第6条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。</p> <p>規則第6条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」(C-3335)とし、2通(原本、承認書用)に規則第5条第2号の規定に該当する者の後援を証する書類並びに申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し各1通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税關(本關)。以下この項において同じ。)(当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税關が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税關)へ提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、規則第5条第2号に規定する承認と関税定率法施行規則第2条の2第2号に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて差し支えない。この場合の申請書の受理は、保税地域の許可を担当する部門において行うものとする。</p> <p>上記(1)の申請書を受理した税關は、申請に係る博覧会等が開催場所を異にして引き続き開催される場合で、申請書の受理税關以外にその開催場所の所在地を所轄する税關があるときは、その開催場所の所在地を所轄する税關に対し、当該申請に係る博覧会等の開催場所を保税展示場として許可することが適當であるかどうか、また、定率法第14条第3号の3又は同法第15条第1項第5号の2の規定を適用することが適當かどうかにつき、あらかじめ協議するものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>(展示等の承認の手続等)</p> <p>62の3-1 法第62条の3第1項の規定による展示等の申告手続等については、次による。</p> <p>及び (省略)</p>	<p>62の2-8 規則第6条((博覧会等の承認の申請手続))に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。</p> <p>規則第6条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」(C-3335)とし、2通(原本、承認書用)に規則第5条第2号((税關長の承認したもの))の規定に該当する者の後援を証する書類並びに申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し各1通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税關(本關)。以下この項において同じ。)(当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税關が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税關)に提出して行わせる。</p> <p>なお、規則第5条第2号に規定する承認と関税定率法施行規則第2条の2第2号((博覧会等の承認))に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて行わせて差し支えない。この場合の申請書の受理は、保税担当部門において行うものとする。</p> <p>上記(1)の申請書を受理した税關は、申請に係る博覧会等が開催場所を異にして引き続き開催される場合で、申請書の受理税關以外にその開催場所の所在地を所轄する税關があるときは、その開催場所の所在地を所轄する税關に対し、当該申請に係る博覧会等の開催場所を保税展示場として許可することが適當であるかどうか、また、定率法第14条第3号の3((博覧会等用のカタログ等の無条件免税))又は同法第15条第1項第5号の2((博覧会等において使用される物品の特定用途免税))の規定を適用することが適當かどうかにつき、あらかじめ協議するものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(展示等の承認の手続等)</p> <p>62の3-1 法第62条の3第1項((保税展示場に外国貨物を入れる場合の申告及び承認))の規定による展示等の申告手続等については、次による。</p> <p>及び (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>展示等の申告を保税展示場以外の保税地域において行う場合においては、「展示等申告書（運送申告書）」(C - 3340)に保税運送に必要な事項を記入させ、展示等の承認に併せて法第63条に規定する保税運送の承認を行うものとする。</p> <p>また、これらの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を申告者に交付するほか、承認書の写し2通を作成し、うち1通に別途作成した包装明細書写し1通を添付して保税展示場を所轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>へ送付し、他の1通に運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して申告者に交付する。</p> <p>なお、発送地を所轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>において発送を確認したときは、上記の承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを申告者又はこれに代わる者に交付するものとし、到着地の保税展示場を所轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載する。<u>また、到着確認をした承認書の写しを申告者又はこれに代わる者に交付して発送地税關へ提出することを求めるものとする。</u></p> <p>（外国貨物の保税展示場への保税運送手続等）</p> <p>62 の 3 - 2 外国貨物を、その到着した港又は保税展示場以外の保税地域から保税展示場へ保税運送する場合の手続等については、次による。 及び（省略）</p> <p>貨物が保税展示場に到着したときは、到着地税關は、上記(1)の運送承認書、運送承認書写し及び包装明細書写し（税關提出用）の提出を求め、到着した貨物と対査確認の上、運送承認書写しに貨物の異常の有無及び到着年月日を記載して後記 63 - 14（到着確認を受けた運送承認書写しの提出）及び 63 - 15（到着の連絡）の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税關に返送し、包装明細書写しには、運送承認番号及び承認年月日等必要事項を記入の上保管し、運送承認書は申告者に返付する。この場合において、その到着貨物に係る展示等の申告書の提出は、その貨物の確認後直ちに保税展示場を管轄する税關において行うことを求めるものとし、その貨物の搬入が税關の執務時</p>	<p>展示等の申告を保税展示場以外の保税地域において行う場合においては、「展示等申告書（運送申告書）」(C - 3340)に保税運送に必要な事項を記入させ、展示等の承認に併せて法第63条（<u>保税運送</u>）に規定する保税運送の承認を行うものとする。</p> <p>また、これらの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を申告者に交付するほか、承認書の写し2通を作成し、うち1通に別途作成した包装明細書写し1通を添付して保税展示場を所轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>へ送付し、他の1通に運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して申告者に交付する。</p> <p>なお、発送地を所轄する税関官署の<u>保税担当職員</u>が発送を確認したときは、上記の承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを申告者又はこれに代わる者に交付するものとし、到着地の保税展示場を所轄する税関官署の<u>保税担当職員</u>が到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載するとともに到着確認をした承認書の写しを申告者又はこれに代わる者に交付して発送地税關に提出させるものとする。</p> <p>（外国貨物の保税展示場への保税運送手続等）</p> <p>62 の 3 - 2 外国貨物を、その到着した港又は保税展示場以外の保税地域から保税展示場へ保税運送する場合の手続等については、次による。 及び（同左）</p> <p>貨物が保税展示場に到着したときは、到着地税關は、上記(1)の運送承認書、運送承認書写し及び包装明細書写し（<u>保税担当部門用</u>）を提出させ、到着した貨物と対査確認の上、運送承認書写しに貨物の異常の有無及び到着年月日を記載して後記 63 - 14（到着確認を受けた運送承認書写しの提出）及び 63 - 15（到着の連絡）の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税關に返送し、包装明細書写しには、運送承認番号及び承認年月日等必要事項を記入の上保管し、運送承認書は申告者に返付する。この場合において、その到着貨物に係る展示等の申告書の提出は、その貨物の確認後直ちに保税展示場を管轄する税關において行わせるものとし、その貨物の搬入が税關の執務時間外に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>間外に行われる場合においては、その搬入後開始される執務時間内に遅滞なく行うことを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 運送</p> <p>(同一開港等における貨物の移動の取扱い)</p> <p>63-3 同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。 (省略) 上記(1)のハに該当する場合においては、それぞれの保税地域の被許可者等は、当該貨物の移動を明らかにした帳票類を整理保管するとともに、その事實を記載した書面等を一定期間（一週間程度）分まとめて保税取締部門に提出するものとする。 ただし、税関長が取締上支障がないと認めるときは、書面等の提出を省略して差し支えないものとする。</p> <p>(運送貨物の発送手続)</p> <p>63-9 法第63条第3項に規定する確認は、保税運送の承認の際併せて行って差し支えないものとする。 ただし、保税運送の承認に際して要確認又は要施封の指定を受けた貨物については、当該貨物の発送時にその運送承認書及び運送承認書写しを税関職員に提出するものとし、税関職員が発送を確認したときはその旨、施封を行った場合にはその種類及び個数、また、乱装、破装等のある貨物についてはその旨を運送承認書及び運送承認書写しに記載し、運送申告者又はこれに代わる者に交付する。 また、保税運送の承認を受けた貨物を分割して発送する場合には、運送者が最初の発送の際に運送承認書を携行するものとし、その後の個々の発送に当たっては、運送承認書ごとの一連番号を付した送り状（その運送承認を受けた者が使用している適宜の様式でよい。）を使用するものとする。 また、最終回の貨物発送時には、運送承認書写しに個々の運送数量、発送年月日等を記載するものとする。 なお、当該確認を受けた貨物について、発送前、運送途中、到着時等に</p>	<p>行われる場合においては、その搬入後開始される執務時間内に遅滞なく行わせるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 運送</p> <p>(同一開港等における貨物の移動の取扱い)</p> <p>63-3 同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。 (同左) 上記(1)のハに該当する場合においては、それぞれの保税地域の被許可者等は、当該貨物の移動を明らかにした帳票類を整理保管するとともに、その事實を記載した書面等を一定期間（一週間程度）分まとめて保税担当部門に提出するものとする。 ただし、税関長が取締上支障がないと認めるときは、書面等の提出を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(運送貨物の発送手続)</p> <p>63-9 法第63条第3項（（保税運送の際の確認））に規定する確認は、保税運送の承認の際併せて行って差し支えないものとする。 ただし、保税運送の承認に際して要確認又は要施封の指定を受けた貨物については、当該貨物の発送時にその運送承認書及び運送承認書写しを税関職員に提出させ、発送を確認したときはその旨、施封を行った場合にはその種類及び個数、また、乱装、破装等のある貨物についてはその旨を運送承認書及び運送承認書写しに記載し、運送申告者又はこれに代わる者に交付する。 また、保税運送の承認を受けた貨物が分割して発送される場合には、最初の発送の際に運送承認書を携行させ、その後の個々の発送に当たっては、運送承認書ごとの一連番号を付した送り状（その運送承認を受けた者が使用している適宜の様式でよい。）を使用させることとし、最終回の貨物発送時に運送承認書写しに個々の運送数量、発送年月日等を記載させるものとする。 なお、当該確認を受けた貨物について、発送前、運送途中、到着時等に</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>おいて破損その他の事故又は異常が発見されたときは、運送者から直ちに発送地を管轄する税関官署又は貨物の所在地を管轄する税関官署の<u>保税取締部門に報告するようしょうようする。</u></p> <p>(運送貨物の到着の確認)</p> <p>63 - 13 保税運送された輸入貨物が運送先の保税地域に到着したときは、倉主等は前記34の2-1(保税地域における事務処理手続)の(1)のイにより処理するものとする。この場合において、<u>保税取締部門における</u>運送承認書写しへの確認印の押なつは、倉主等からの当該運送承認書写しの提出を受けた日に行うものとし、発送地税關における到着の事実に関する処理については、倉主等が当該運送承認書写しに記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があったものとして処理するものとする。また、運送先が保税地域以外の場合並びに保税運送された貨物が前記63-6の(4)の「要確認」の貨物及び(5)の「要施封」の貨物である場合には、運送先についての事務を行う税關職員は、到着した運送貨物の異常の有無を確認した上、運送承認書写しに到着年月日並びに到着した貨物の数量及び異常の有無を記載して、運送承認書写しを後記63-14及び63-15の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税關に返送する。</p> <p>なお、運送された貨物に重大な異常があった場合においては、到着地税關は、異常のあった貨物の品名、数量等について必要に応じ電話等をもって速やかに発送地税關に連絡するものとする。</p> <p>(到着確認を受けた運送承認書写しの提出)</p> <p>63 - 14 前記63-13により到着の確認を受けた運送承認書写しは、<u>法第63条第6項の規定により</u>到着の確認を受けた日から1月以内に、当該運送の承認を行った税關官署の<u>担当部門に提出することを求めるものとする。</u></p> <p>(包括保税運送の承認手続等)</p> <p>63 - 23 包括保税運送の承認手続等については、次による。</p> <p>包括保税運送の承認を受けようとする者は、「包括保税運送申告書」(C-4010)3通を発送地所轄税關官署の<u>保税取締部門に提出する。</u></p>	<p>おいて破損その他の事故又は異常が発見されたときは、運送者から直ちに発送地を管轄する税関官署又は貨物の所在地を管轄する税関官署の<u>保税担当部門に報告させるものとする。</u></p> <p>(運送貨物の到着の確認)</p> <p>63 - 13 保税運送された輸入貨物が運送先の保税地域に到着したときは、倉主等は前記34の2-1(保税地域における事務処理手続)の(1)のイにより処理するものとする。この場合において、<u>保税担当職員による</u>運送承認書写しへの確認印の押なつは、倉主等からの当該運送承認書写しの提出を受けた日に行うものとし、発送地税關における到着の事実に関する処理については、倉主等が当該運送承認書写しに記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があったものとして処理するものとする。また、運送先が保税地域以外の場合並びに保税運送された貨物が前記63-6の(4)の「要確認」の貨物及び(5)の「要施封」の貨物である場合には、運送先についての事務を行う税關職員は、到着した運送貨物の異常の有無を確認した上、運送承認書写しに到着年月日並びに到着した貨物の数量及び異常の有無を記載して、運送承認書写しを後記63-14及び63-15の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税關に返送する。</p> <p>なお、運送された貨物に重大な異常があった場合においては、到着地税關は、異常のあった貨物の品名、数量等について必要に応じ電話等をもって速やかに発送地税關に連絡するものとする。</p> <p>(到着確認を受けた運送承認書写しの提出)</p> <p>63 - 14 前記63-13により到着の確認を受けた運送承認書写しは、到着の確認を受けた日から1月以内に、当該運送の承認を行った税關官署の<u>保税担当部門に提出させる。</u></p> <p>(包括保税運送の承認手続等)</p> <p>63 - 23 包括保税運送の承認手続等については、次による。</p> <p>包括保税運送の承認を受けようとする者は、「包括保税運送申告書」(C-4010)3通を発送地所轄税關官署の<u>保税担当部門に提出する。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>~ (省略)</p> <p>(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)</p> <p>63 - 24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>運送者は、上記(3)の確認印を受けた送り状(3部)のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税關官署の<u>保税取締部門</u>に提出するものとする。</p> <p>また、到着地の倉主等は運送者から引き渡された送り状(2部)のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税關官署の<u>保税取締部門</u>に提出するものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>運送者は、運送貨物に関し、発送前、発送途中、到着時等において破損、亡失、その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税關官署又は貨物の所在地所轄税關官署の<u>保税取締部門</u>に報告するものとする。</p> <p>税關からあらかじめ通知のあった貨物については、発送地の倉主等又は運送者は、発送前に発送地所轄税關官署の<u>保税取締部門</u>に通報するものとする。この場合の運送貨物の発送は、前記63 - 8(運送貨物の発送の際の現物確認及び施封)の規定に準じ取り扱うとともに送り状には必要な事項を記載することを求めるものとする。</p> <p>また、到着地の倉主等は、当該貨物が到着したときは直ちに到着地所轄税關官署の<u>保税取締部門</u>に通報するものとする。</p> <p>(旅具検査のため保税地域から運送される別送貨物の取扱い)</p> <p>63 - 25 旅具通關のため保税地域から同一市町村内にある税關又は当該保税地域を管轄する税關の旅具検査場へ運送する別送貨物の取扱いについては、次による。</p> <p>なお、別送貨物以外のもので、旅具通關扱いをする貨物については、こ</p>	<p>~ (同左)</p> <p>(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)</p> <p>63 - 24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>~ (同左)</p> <p>運送者は、上記(3)の確認印を受けた送り状(3部)のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税關官署の<u>保税担当部門</u>に提出するものとする。</p> <p>また、到着地の倉主等は運送者から引き渡された送り状(2部)のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税關官署の<u>保税担当部門</u>に提出するものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>運送者は、運送貨物に関し、発送前、発送途中、到着時等において破損、亡失、その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税關官署又は貨物の所在地所轄税關官署の<u>保税担当部門</u>に報告するものとする。</p> <p>税關からあらかじめ通知のあった貨物については、発送地の倉主等又は運送者は、発送前に発送地所轄税關官署の<u>保税担当部門</u>に通報するものとする。この場合の運送貨物の発送は、前記63 - 8(運送貨物の発送の際の現物確認及び施封)の規定に準じ取り扱うとともに送り状には必要な事項を記載させることとする。</p> <p>また、到着地の倉主等は、当該貨物が到着したときは直ちに到着地所轄税關官署の<u>保税担当部門</u>に通報するものとする。</p> <p>(旅具検査のため保税地域から運送される別送貨物の取扱い)</p> <p>63 - 25 旅具通關のため保税地域から同一市町村内にある税關又は当該保税地域を管轄する税關の旅具検査場へ運送する別送貨物の取扱いについては、次による。</p> <p>なお、別送貨物以外のもので、旅具通關扱いをする貨物については、こ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れに準じて取り扱うものとする。</p> <p>保税地域、税關官署又は法第30条第1項第2号の規定により税關長の許可を受けた場所に蔵置されている別送貨物を旅具検査場へ運送する必要があるときは、適宜、簡易な様式2通により旅具担当職員に提出することを求めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>保税取締部門において、施封をする旨の運送申告書を受理したときは、現品と対査し、異常がないことを確認した上、その発送貨物又は運搬具に施封を行い、運送の承認を行うとともに貨物の発送を認める。</p>	<p>れに準じて取り扱うものとする。</p> <p>保税地域、税關官署又は法第30条第1項第2号((他所蔵置))の規定により税關長の許可を受けた場所に蔵置されている別送貨物を旅具検査場へ運送するため、保税運送の申告をしようとする者があるときは、適宜、簡易な様式による運送申告書2通をあらかじめ旅具担当職員に提示させるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>保税担当職員は、施封をする旨の運送申告書を受理したときは、現品と対査し、異常がないことを確認した上、その発送貨物又は運搬具に施封を行い、運送の承認を行うとともに貨物の発送を認める。</p>
<p>第6章 通 関</p> <p>第1節 一般輸出通關</p>	<p>第6章 通 関</p> <p>第1節 一般輸出通關</p>
<p>（輸出貨物の検査）</p> <p>67 1 7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>輸出貨物についての法第67条の規定による検査は、原則として統括監視官（検査担当の統括監視官をいう。以下この章において同じ。）が行うものとし、当該検査のうち、輸出申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、従来、統括審査官が行つていた貨物の検査のことをいう。）は、原則として統括審査官が行うものとする。</p> <p>輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>ホ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税取締部門の職員に委任して行う。この場合、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者と</p>	<p>（輸出貨物の検査）</p> <p>67 1 7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>輸出貨物についての法第67条((輸出又は輸入の許可))の規定による検査は、原則として統括審査官（検査担当）が行うものとし、当該検査のうち、輸出申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、従来、統括審査官（審査担当）が行つていた貨物の検査のことをいう。）は、原則として統括審査官（審査担当）が行うものとする。</p> <p>輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>ホ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>してあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下この章において「統括審査官等」という。)と<u>保税取締部門の職員</u>との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(検査貨物の指定等)</p> <p>67 1 8 統括審査官等が輸出(積戻しを含む。)貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>前記67 1 7の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として<u>統括監視官</u>が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行つた統括審査官が行うものとする。</p> <p>~ (省略)</p>	<p>らかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下この章において「統括審査官等」という。)と<u>保税担当職員</u>との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(検査貨物の指定等)</p> <p>67 1 8 統括審査官等が輸出(積戻しを含む。)貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>前記67 1 7(輸出貨物の検査)の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として<u>統括審査官(検査担当)</u>が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として<u>統括審査官(審査担当)</u>が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行つた統括審査官が行うものとする。</p> <p>~ (同左)</p>
第3節 一般輸入通關	第3節 一般輸入通關
<p>(輸入検査の種類)</p> <p>67 3 8 法第67条の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>輸入貨物についての法第67条の規定による検査は、原則として<u>統括監視官</u>が行うものとし、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、從来、統括審査官が行つていた貨物の検査のことをいう。)は、原則として統括審査官が行うものとする。</p> <p>~ (省略)</p> <p>委任検査は、貨物の蔵置場所(例えば、遠隔地にある飼料工場)等を</p>	<p>(輸入検査の種類)</p> <p>67 3 8 法第67条((輸出又は輸入の許可))の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>輸入貨物についての法第67条((輸出又は輸入の許可))の規定による検査は、原則として<u>統括審査官(検査担当)</u>が行うものとし、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、從来、統括審査官(審査担当)が行つていた貨物の検査のことをいう。)は、原則として統括審査官(審査担当)が行うものとする。</p> <p>~ (同左)</p> <p>委任検査は、貨物の蔵置場所(例えば、遠隔地にある飼料工場)等を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>勘案し、一部の貨物についてその現品検査を<u>保税取締部門の職員</u>に委任して行う。この場合においては、統括審査官（これに代わる者を含む。以下同じ。）と<u>保税取締部門の職員</u>との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>（検査貨物の指定等）</p> <p>67 3 11 統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>前記 67 3 8 の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として<u>統括監視官</u>が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行つた統括審査官が行うものとする。</p> <p>～（省略）</p> <p>上記(1)により検査貨物の指定を行つた場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>二 「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記口の「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合し、整理保管することを求めるものとする。</p> <p>ただし、検査扱貨物を蔵置場所に戻すことなく税關検査場等において引き取られた場合、「運搬用」の整理保管は<u>保税取締部門</u>が行うものとする。</p> <p>（コンテナー貨物の検査）</p> <p>67 3 12 コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナー貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記 67 3 10（輸入検査の方法）の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。</p>	<p>勘案し、一部の貨物についてその現品検査を<u>保税担当職員</u>に委任して行う。この場合においては、統括審査官（これに代わる者を含む。以下同じ。）と<u>保税担当職員</u>との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>（検査貨物の指定等）</p> <p>67 3 11 統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>前記 67 3 8（輸入検査の種類）の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として<u>統括審査官（検査担当）</u>が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として<u>統括審査官（審査担当）</u>が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行つた統括審査官が行うものとする。</p> <p>～（同左）</p> <p>上記(1)により検査貨物の指定を行つた場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>二 「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記口の「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合させた上、整理保管させる。</p> <p>ただし、検査扱貨物を蔵置場所に戻すことなく税關検査場等において引き取られた場合、「運搬用」の整理保管は<u>保税担当部門</u>が行うものとする。</p> <p>（コンテナー貨物の検査）</p> <p>67 3 12 コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナー貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記 67 3 10（輸入検査の方法）の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い(いわゆる「コンテナー扱い」)は、次の条件をすべて満たしている場合には、各関においてこれを行うこととして差し支えない。</p> <p>また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。</p> <p>イ～ハ (省略) 及び (省略)</p> <p>取卸し場所における全量取出検査は、原則として、他所蔵置方式により行うものとする。ただし、その貨物が関税無税であり、かつ、内国消費税(消費税及び地方消費税を除く。)が課されない貨物であり、さらに、他法令規制に該当するものでない場合等に限り、許可前引取方式により全量取出検査を行うこととして差し支えない。</p> <p>なお、取卸し場所が保税地域となっている場合には、他所蔵置方式に準じた取扱いで行う。</p> <p>他所蔵置方式及び許可前引取方式の取扱いについては次による。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 統括審査官は、現に貨物が蔵置されている場所を管轄する<u>統括監視官</u>(これが置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)と協議を行った上、取卸し場所における全量取出検査を認めることとした場合には、受理印を押なつの上、その1部を輸入者等に交付する。</p> <p>二 統括審査官は、取卸し場所における検査を行う場合には、他所蔵置方式又は許可前引取方式のいずれの方法によるかに応じ、それぞれ次のように要請する。</p> <p>(Ⅰ) 他所蔵置方式</p> <p>統括審査官は、輸入者等に対し、指定地外検査の許可、他所蔵置の許可及び保税運送の承認の取得等、所要の手続を行ふことを求める。</p> <p>保税取締部門は、コンテナー貨物を発送するに当たつて、必要に応じ当該コンテナーに封印を施す。</p> <p>(Ⅱ) 許可前引取方式</p>	<p>なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い(いわゆる「コンテナー扱い」)は、次の条件をすべて満たしている場合には、各関においてこれを行うこととして差し支えない。</p> <p>また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。</p> <p>イ～ハ (同左) 及び (同左)</p> <p>取卸し場所における全量取出検査は、原則として、他所蔵置方式により行うものとする。ただし、その貨物が関税無税であり、かつ、内国消費税(消費税及び地方消費税を除く。)が課されない貨物であり、さらに、他法令規制に該当するものでない場合等に限り、許可前引取方式により全量取出検査を行うこととして差し支えない。</p> <p>なお、取卸し場所が保税地域となっている場合には、他所蔵置方式に準じた取扱いで行う。</p> <p>他所蔵置方式及び許可前引取方式の取扱いについては次による。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 統括審査官は、現に貨物が蔵置されている場所を管轄する<u>統括保税実査官</u>(これが置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)と協議を行った上、取卸し場所における全量取出検査を認めることとした場合には、受理印を押なつの上、その1部を輸入者等に交付する。</p> <p>二 統括審査官は、取卸し場所における検査を行う場合には、他所蔵置方式又は許可前引取方式のいずれの方法によるかに応じ、それぞれ次の手続を行わせる。</p> <p>(Ⅰ) 他所蔵置方式</p> <p>統括審査官は、輸入者等に対し、指定地外検査の許可、他所蔵置の許可及び保税運送の承認の取得等、所要の手続を行わせる。</p> <p>保税担当部門は、コンテナー貨物を発送するに当たつて、必要に応じ当該コンテナーに封印を施す。</p> <p>(Ⅱ) 許可前引取方式</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>統括審査官は、輸入者等に対し、輸入許可前引取の承認及び指定地外検査の許可の取得等、所要の手続を行ふことを求める。</p> <p>保税取締部門は、輸入者等が、コンテナー貨物を現に蔵置している場所から引き取るに当たつて、当該コンテナーに封印を施す。</p> <p>ホ (省略) ~ (省略)</p> <p>(検査における見本の採取)</p> <p>67 3 13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>見本採取に際しては、次の点に留意する。</p> <p>イ 見本採取は、原則として申告者又はその代理人の立会いのもとに、審査担当職員又は<u>保税取締部門</u>の職員が行うものとするが、前記 67 3 11 の(4)の口の場合には、倉主等に見本採取を行ふことを求めて差し支えない。</p> <p>口～二 (省略) ~ (省略)</p> <p>(当事者分析)</p> <p>67 3 20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第62条の8第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、次により取り扱い、も</p>	<p>統括審査官は、輸入者等に対し、輸入許可前引取の承認及び指定地外検査の許可の取得等、所要の手続を行わせる。</p> <p>保税担当部門は、輸入者等が、コンテナー貨物を現に蔵置している場所から引き取るに当たつて、当該コンテナーに封印を施す。</p> <p>ホ (同左) ~ (同左)</p> <p>(検査における見本の採取)</p> <p>67 3 13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>見本採取に際しては、次の点に留意する。</p> <p>イ 見本採取は、原則として申告者又はその代理人の立会いのもとに、審査担当職員（又は<u>保税担当職員</u>）が行うものとするが、前記 67 3 11 の(4)の口の場合には、倉主等に見本採取を行わせて差し支えない。</p> <p>口～二 (同左) ~ (同左)</p> <p>(当事者分析)</p> <p>67 3 20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第62条の8第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、次により取り扱い、も</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>って当該通関審査等の事務の合理化及び当事者の利便に資することとする。</p> <p>(省略)</p> <p>当事者分析成績の採用の承認申請手続等</p> <p>イ 承認の申請</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(ホ) 保税工場等が、その保税作業等に使用する貨物であつて、自ら又は第三者に委託して蔵(移・総保)入れ又は輸入しようとするものにつき上記(イ)の承認の申請をしようとする場合において、当該貨物を使用する保税作業等による製品についても上記(イ)の承認の申請をしようとするときは、それらの申請を一括して行うことと認め差し支えない。</p> <p>この場合における申請書の提出部数は、上記(イ)から(ハ)までに規定する部数に、同(イ)に該当するときは1(本関の<u>保税取締部門用</u>) 同(ロ)に該当するときは2(本関及び通關稅關の<u>保税取締部門用</u>) 同(ハ)に該当するときは通關稅關の数(通關稅關中に本關が含まれないときは、1を加える。)(本關及びその他の通關稅關の<u>保税取締部門用</u>)をそれぞれ加えた部数とし、業務部長あてに提出することを求めるものとする。</p> <p>口及びハ (省略)</p> <p>~ (省略)</p>	<p>って当該通關審査等の事務の合理化及び当事者の利便に資することとする。</p> <p>(同左)</p> <p>当事者分析成績の採用の承認申請手続等</p> <p>イ 承認の申請</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(ホ) 保税工場等が、その保税作業等に使用する貨物であつて、自ら又は第三者に委託して蔵(移・総保)入れ又は輸入しようとするものにつき上記(イ)の承認の申請をしようとする場合において、当該貨物を使用する保税作業等による製品についても上記(イ)の承認の申請をしようとするときは、それらの申請を一括して行わせて差し支えない。</p> <p>この場合における申請書の提出部数は、上記(イ)から(ハ)までに規定する部数に、同(イ)に該当するときは1(本關の<u>保税部門用</u>) 同(ロ)に該当するときは2(本關及び通關稅關の<u>保税部門用</u>) 同(ハ)に該当するときは通關稅關の数(通關稅關中に本關が含まれないときは、1を加える。)(本關及びその他の通關稅關の<u>保税部門用</u>)をそれぞれ加えた部数とし、業務部長あてに提出させるものとする。</p> <p>口及びハ (同左)</p> <p>~ (同左)</p>
第7節 知的財産侵害物品（輸出）	第7節 知的財産侵害物品（輸出）
<p>(認定手続)</p> <p>69の3-1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署</p> <p>イ (省略)</p> <p>口 輸出者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる</p>	<p>(認定手続)</p> <p>69の3-1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署</p> <p>イ (同左)</p> <p>口 輸出者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>期限は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>ハ及びニ（省略）</p> <p>ホ 輸出者等及び権利者への認定通知等</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記ニ(ト)の場合を含む。）又は上記ニ(ト)のにより認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5620）をもって通報するとともに、輸出者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(1) 輸出者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸出者用）」（C-5622）（国際郵便物にあっては「認定通知書（差出人用）」（C-5624）。以下この節において「認定通知書（輸出者等用）」という。）を交付する。</p> <p>なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（輸出者等用）」には、「任意放棄書」（C-5380）を添付する。</p> <p>（注） 輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者等用）」を交付したことを通報する。</p>	<p>期限は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号（（行政機関の休日）に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>ハ及びニ（同左）</p> <p>ホ 輸出者等及び権利者への認定通知等</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記ニ(ト)の場合を含む。）又は上記ニ(ト)のにより認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5620）をもって通報するとともに、輸出者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(1) 輸出者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸出者用）」（C-5622）（国際郵便物にあっては「認定通知書（差出人用）」（C-5624）。以下この節において「認定通知書（輸出者等用）」という。）を交付する。</p> <p>なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（輸出者等用）」には、「任意放棄書」（C-5380）を添付する。</p> <p>（注） 輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税担当部門（以下この節において「保税担当部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者等用）」を交付したことを通報する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(口) (省略) 及び (省略)  (輸出者等による自発的処理の取扱い) 69の3 2 輸出者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 (省略) 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については <u>保税取締部門</u> にも通報する。 なお、採取見本については前記67-3-13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。 イ及びロ (省略)  (認定後の取扱い) 69の3 3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、 <u>保税取締部門</u> にも通報する。 及び (省略)	(口) (同左) 及び (同左)  (輸出者等による自発的処理の取扱い) 69の3 2 輸出者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 (同左) 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については <u>保税担当部門</u> にも通報する。 なお、採取見本については前記67-3-13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。 イ及びロ (同左)  (認定後の取扱い) 69の3 3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、 <u>保税担当部門</u> にも通報する。 及び (同左)
第8節 知的財産侵害物品（輸入）	第8節 知的財産侵害物品（輸入）
(認定手続) 69の12-1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署 イ～ニ (省略) ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等	(認定手続) 69の12-1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署 イ～ニ (同左) ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記二(ト)の の場合を含む。)又は上記二(ト)の により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C-5820)をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(1) 輸入者等への通知</p> <p>「認定通知書(輸入者用)」(C-5822)(国際郵便物にあっては「認定通知書(名あて人用)」(C-5824)。以下この節において「認定通知書(輸入者等用)」という。)を交付する。ただし、上記二の(1)の ただし書の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定(没収)通知書」(C-5823)を交付することとして差し支えない。</p> <p>なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書(輸入者等用)」には、「任意放棄書」(C-5380)を添付する。</p> <p>(注) 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する<u>保税取締部門</u>(以下この節において「<u>保税取締部門</u>」という。)に対して輸入者に「認定通知書(輸入者等用)」を交付したことを通報する。</p> <p>(ロ) (省略) 及び (省略)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>69の12 2 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p>	<p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記二(ト)の の場合を含む。)又は上記二(ト)の により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C-5820)をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(1) 輸入者等への通知</p> <p>「認定通知書(輸入者用)」(C-5822)(国際郵便物にあっては「認定通知書(名あて人用)」(C-5824)。以下この節において「認定通知書(輸入者等用)」という。)を交付する。ただし、上記二の(1)の ただし書の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定(没収)通知書」(C-5823)を交付することとして差し支えない。</p> <p>なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書(輸入者等用)」には、「任意放棄書」(C-5380)を添付する。</p> <p>(注) 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する<u>保税担当部門</u>(以下この節において「<u>保税担当部門</u>」という。)に対して輸入者に「認定通知書(輸入者等用)」を交付することを通報する。</p> <p>(ロ) (同左) 及び (同左)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>69の12 2 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(イ) 法第34条の規定による廃棄</p> <p>(ロ) 法第45条第1項ただし書き（法第36条第1項、第41条の3、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の規定による滅却</p> <p>(ハ) 法第75条の規定による疑義貨物の積戻し</p> <p>(二)～(八)（省略）</p> <p>口（省略）</p> <p>発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については<u>保税取締部門</u>にも通報する。</p> <p>なお、採取見本については前記67-3-13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</p> <p>イ及び口（省略）</p> <p>（認定後の取扱い）</p> <p>69の12 4 1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、<u>保税取締部門</u>にも通報する。</p> <p>及び（省略）</p> <p>（通關解放が行われた貨物の取扱い）</p> <p>69の12 4 2 発見部門の長は、通關解放が行われた貨物については、上記69の12 4 1の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門</p>	<p>イ 一般輸入貨物及び旅具通關扱貨物の場合</p> <p>(イ) 法第34条((<u>外国貨物の廃棄</u>))の規定による廃棄</p> <p>(ロ) 法第45条第1項ただし書き((<u>許可を受けた者の関税の納付義務の免除</u>))(法第36条第1項、第41条の3、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。)の規定による滅却</p> <p>(ハ) 法第75条((<u>外国貨物の積戻し</u>))の規定による疑義貨物の積戻し</p> <p>(二)～(八)（同左）</p> <p>口（同左）</p> <p>発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については<u>保税担当部門</u>にも通報する。</p> <p>なお、採取見本については前記67-3-13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</p> <p>イ及び口（同左）</p> <p>（認定後の取扱い）</p> <p>69の12 4 1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、<u>保税担当部門</u>にも通報する。</p> <p>及び（同左）</p> <p>（通關解放が行われた貨物の取扱い）</p> <p>69の12 4 2 発見部門の長は、通關解放が行われた貨物については、上記69の12 4 1の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の長が認定手続を執った場合を除く。)とともに、<u>保税取締部門</u>にも通報する。この場合においては、原則として、通關解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。</p>	<p>の長が認定手続を執った場合を除く。)とともに、<u>保税担当部門</u>にも通報する。この場合においては、原則として、通關解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 収容及び留置</p>	
<p>(公売代金等の充当)</p>	
<p>85 - 1 法第85条第1項の規定により売却代金をもって売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金、関税及びその他の国税並びに地方消費税に充当する場合における取扱いは、次による。</p>	<p>85 - 1 法第85条第1項((公売代金等の充当))の規定により売却代金をもって売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金、関税及びその他の国税並びに地方消費税に充当する場合における取扱いは、次による。</p>
<p>収容貨物を公売又は売却した場合、<u>保税監督部門</u>では公売又は売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金その他参考となるべき事項を記載した明細書(例えば、「収容貨物公売調書及び代金明細書」等)を作成の上、収納担当部門へ通知する。</p>	<p>収容貨物を公売又は売却した場合、<u>保税担当部門</u>では公売又は売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金その他参考となるべき事項を記載した明細書(例えば、「収容貨物公売調書及び代金明細書」等)を作成の上、収納担当部門へ通知する。</p>
<p>公売又は随意契約により売却した貨物の課税価格は、落札価格を国内販売価格として定率法第4条の3第1項第1号の規定により算出した課税価格とする。この場合において、落札が令第76条に規定する複数の落札の方法によるものであるときは、各落札の単価を加重平均して得た額を落札価格とする。</p>	<p>公売又は随意契約により売却した貨物の課税価格は、落札価格を国内販売価格として定率法第4条の3第1項第1号((国内販売価格に基づく課税価格の決定))の規定により算出した課税価格とする。この場合において、落札が令第76条((複数の落札者の決定))に規定する複数の落札の方法によるものであるときは、各落札の単価を加重平均して得た額を落札価格とする。</p>
<p>及び (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">第9章 雜則</p>	
<p>(指定者の取扱い)</p>	
<p>100 - 6 手数料令第2条第1項第2号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子</p>	<p>(指定者の取扱い)</p> <p>100 - 6 手数料令第2条第1項第2号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用することができなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第 42 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 62 条の 2 第 1 項若しくは第 62 条の 8 第 1 項の許可又は定率法第 13 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用することができることを、<u>保税監督部門</u>において次により確認するものとする。</p>	<p>情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用することができなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第 42 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 62 条の 2 第 1 項若しくは第 62 条の 8 第 1 項の許可又は定率法第 13 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用することができることを、<u>保税担当部門</u>において次により確認するものとする。</p>
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織を使用することができることの証明は、独立行政法人通関情報処理センターから交付された利用承諾書等電子情報処理組織を使用できることを証する書類を提出させ確認するものとする。また、当該電子情報処理組織を使用することができなくなった場合には、利用契約の解除通知書等電子情報処理組織を使用できなくなったことを証する書類により確認するものとする。</p>	<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号(<u>定義</u>)に規定する電子情報処理組織を使用することができることの証明は、独立行政法人通関情報処理センターから交付された利用承諾書等電子情報処理組織を使用できることを証する書類を提出させ確認するものとする。また、当該電子情報処理組織を使用することができなくなった場合には、利用契約の解除通知書等電子情報処理組織を使用できなくなったことを証する書類を提出させ確認するものとする。</p>
<p>税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号）第 4 条第 2 項の規定による通知及び提供を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）の第 2 章 2 - 1（利用申込手続）の規定により届出される別紙様式 1 及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式 2 により確認するものとする。</p>	<p>税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号）第 4 条第 2 項(<u>電子情報処理組織による申請等</u>)の規定による通知及び提供を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）の第 2 章 2 - 1（利用申込手続）の規定により届出される別紙様式 1 及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式 2 により確認するものとする。</p>
<p>（災害による保税地域の許可手数料等の還付手続）</p> <p>102 の 2 - 10 法第 102 条の 2 第 5 項及び手数料令第 13 条の 4 第 2 項の規定による保税地域の許可手数料等の還付手続は、次による。</p>	<p>（災害による保税地域の許可手数料等の還付手続）</p> <p>102 の 2 - 10 法第 102 条の 2 第 5 項及び手数料令第 13 条の 4 第 2 項(<u>災害による保税地域の許可手数料等の還付</u>)の規定による保税地域の許可手数料等の還付手続は、次による。</p>
<p>手数料令第 13 条の 4 第 2 項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」（C - 8100）とし、2 通（原本、交付用）に当該手数料を納付したことを証する書類並びに当該施設の当該特</p>	<p>手数料令第 13 条の 4 第 2 項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」（C - 8100）とし、2 通（原本、交付用）に当該手数料を納付したことを証する書類並びに当該施設の当該特</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定災害による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類を添えて、指定日から2月を経過する日までに、当該施設を管轄する税関官署の<u>保税監督部門</u>へ提出することを求めるものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>上記(1)の申請書を受理した場合には、申請書の記載事項及び添付書類を審査のうえ、原則として損傷部分の現場に赴き、その現況について確認したうえ、損傷程度の認定を行い、申請書に還付する金額を記入し、1通に確認印を押なつして申請者に交付するとともに、関係部門に引き継ぐ等の事後処理を行うものとする。</p> <p>なお、本關以外の官署の<u>保税監督部門</u>が申請書を受理した場合は、取扱いの不統一を避けるため、本關の<u>保税監督部門</u>と損傷程度の認定について適宜協議のうえ、処理するものとし、軽減又は免除申請の場合についても同様とする。</p> <p>(災害による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続)</p> <p>102の2-11 法第102条の2第5項及び手数料令第13条の4第5項の規定による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続は、次による。</p> <p>手数料令第13条の4第5項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」(C-8100)とし、2通（原本、交付用）に当該施設の当該特定災害による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類がある場合には、当該書類を添えて当該軽減又は免除を受けようとする月分の納付期限の10日前までに、当該施設を管轄する税関官署の<u>保税監督部門</u>へ提出することを求めるものとする。この場合において、事務の混雑を避けるため、軽減又は免除を受けようとする月分の手数料納付前のできる限り早い時期に申請を行うよう、施設の被許可者等に要請する。</p> <p>~ (省略)</p>	<p>定災害による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類を添えて、指定日から2月を経過する日までに、当該施設を管轄する税関官署の<u>保税部門</u>へ提出させる。</p> <p>及び (同左)</p> <p>上記(1)の申請書を受理した場合には、申請書の記載事項及び添付書類を審査のうえ、原則として損傷部分の現場に赴き、その現況について確認したうえ、損傷程度の認定を行い、申請書に還付する金額を記入し、1通に確認印を押なつして申請者に交付するとともに、関係部門に引き継ぐ等の事後処理を行うものとする。</p> <p>なお、本關以外の官署の<u>保税部門</u>が申請書を受理した場合は、取扱いの不統一を避けるため、本關<u>保税総括担当部門</u>と損傷程度の認定について適宜協議のうえ、処理するものとし、軽減又は免除申請の場合についても同様とする。</p> <p>(災害による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続)</p> <p>102の2-11 法第102条の2第5項及び手数料令第13条の4第5項((保税地域の許可手数料等の軽減又は免除))の規定による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続は、次による。</p> <p>手数料令第13条の4第5項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」(C-8100)とし、2通（原本、交付用）に当該施設の当該特定災害による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類がある場合には、当該書類を添えて当該軽減又は免除を受けようとする月分の納付期限の10日前までに、当該施設を管轄する税関官署の<u>保税部門</u>へ提出させる。この場合において、事務の混雑を避けるため、軽減又は免除を受けようとする月分の手数料納付前のできる限り早い時期に申請を行うよう、施設の被許可者等に要請する。</p> <p>~ (同左)</p>